

官報號外

昭和十九年一月二十九日

農林中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出 貴族院送付)外一件
委員

一所得稅法外二十九法律中改正法律案
報告書
(政府提出)
右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十九年一月二十八日

○第八十四回 帝國議會衆議院議事速記錄第七號

昭和十九年一月二十八日(金曜日)

午後一時十一分開議

議事日程 第五號
昭和十九年一月二十八日

午後一時開議

第一 附得稅之外「十九法律中改正法
律案(政府提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

昭和十七年度第一豫備

昭和十七年度特別會計

第一豫備金支出ノ件

昭和十七年慶特別會計

昭和十八年度第一豫備

金支出ノ件

昭和十八年慶賀別會記
第二豫備金支出、牛

昭和十八年度特別會計

豫備金外豫算外支出ノ

卷之二

(以上一月二十七日提出)

一、唯二十七日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ
係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院

官報號外
昭和十九年一月二十九日

衆議院議事速記錄第七號

議長ノ報告　所得稅法外二十九法律中改正法律案　第一讀會ノ續

九

農林中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件	委員長	深澤 吉平君	理事	小笠原八十美君	成島 勇君	野村嘉久馬君	農林中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件
(臨第一號)臨時軍事費豫算追加案 (追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ 契約ヲ爲スヲ要スル件	委員長	森口 淳三君	委員長	石炭配給統制法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員	川俣 清音君	久山 知之君	(臨第一號)臨時軍事費豫算追加案 (追第二號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ 契約ヲ爲スヲ要スル件
東京都第一區選出議員橋本祐幸君死去セ ラレタリ	委員長	卯尾田毅太郎君	理事	勝又 春一君	吉田敏太郎君	久山 知之君	東京都第一區選出議員橋本祐幸君死去セ ラレタリ
一、昨二十七日委員長及理事互選ノ結果左 ノ如シ	委員長	中原 謹司君	第三部選出	一、昨二十七日常任委員補選選舉ノ結果左 ノ如シ	川俣 清音君	久山 知之君	一、昨二十七日委員長及理事互選ノ結果左 ノ如シ
海軍刑法及海軍軍法會議法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)委員	理事	小澤 治君	豫算委員 松田竹千代君(川副隆君補 闕)	豫算委員 松田竹千代君(川副隆君補 闕)	吉田敏太郎君	久山 知之君	海軍刑法及海軍軍法會議法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)委員
訴訟費用等臨時措置法案(政府提出、貴 族院送付)外二件委員	委員長	谷原 公君	辭任 松尾 三藏君(補闕柳川宗左衛門)	吉田敏太郎君	久山 知之君	吉田敏太郎君	訴訟費用等臨時措置法案(政府提出、貴 族院送付)外二件委員
北支那開發株式會社法及中支那振興株式 會社法中改正法律案(政府提出、貴族院 送付)委員	理事	沖 藏君	坂口平兵衛君	久山 知之君	久山 知之君	久山 知之君	北支那開發株式會社法及中支那振興株式 會社法中改正法律案(政府提出、貴族院 送付)委員
長井 源君	安部 寛君	宮崎 一君	小澤 治君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	長井 源君
畠田愛次郎君	中原 謹司君	中原 謹司君	中原 謹司君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	畠田愛次郎君
富田愛次郎君	谷原 公君	谷原 公君	谷原 公君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	富田愛次郎君
○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマ ス、日程第一、所得稅法律外二十九法中改正 法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長 ノ報告ヲ求メマス——委員長中島彌團次君	理事	沖 藏君	坂口平兵衛君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	吉田敏太郎君	○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマ ス、日程第一、所得稅法律外二十九法中改正 法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長 ノ報告ヲ求メマス——委員長中島彌團次君

○中島彌園次君　所得稅法外二十九法律中
改正法律案ニ付キマシテ、委員會ノ經過竝
ニ結果ヲ御報告致シマス

今度ノ増稅案ノ目的ハ財政ノ收入ヲ上グ、
臨時軍事費財源ノ一部ニ充テ、戰時財政ノ
基礎ヲ鞏固ニスルト共ニ、財政支出ニ伴フ
購買力ヲ吸收シ、國民ノ決戰生活ニ一大切
下ヲ行ハシメ、徹底的ニ消費ノ抑制ヲナサ
ントスルノガ其ノ目的デアリマス、其ノ内
容トスル所ハ直接稅ヲ中心ト致シマシテ、昭
和十二年度支那事變ガ始マツテ以來毎年増
稅ガ行ハレマンシタガ、其ノ增收金額ニ於キ
マシテ未曾有ノ大増稅デアリマス、然レド
モ今回ノ增稅タルオ單ニ各種ノ稅ノ稅率ヲ
引上ゲタニ止マリマシテ、新稅トシテ創設
サレタモノハナク、即チ稅制ノ根本的ナ改
革ヲヤツタモノデアリマセヌ、其ノ内容
ノ詳細ハ、提案ノ時ニ際シマシテ大藏大臣
ガ此ノ席ニ於テ詳シク説明サレマシタカラ
此處ニ之ヲ省略致シマス、此ノ法案ニ關シ
マシテ政府ト委員トノ間ニ於テ、決戰議會
ニ相應シイ眞剣ニシテ熱烈ナル質疑應答ガ
行ハレタノデアリマスガ、其ノ主ナルモノ

ニ付テ御紹介ヲ申上ダマス

リマス、政府ハ初年度二十二億、平年度二十五億ノ増稅ヲ行フ目標如何、又政府ハ昭和十九年度ノ豫算ノ編成ニ當ツテ、公債收入ト租稅收入トノ割合ヲ如何ナル程度ニ於テ財政計畫上適當ト認メラル、ヤ、此ノ根本問題ニ關シマシテ賀屋大藏大臣ハ、現在ノ我が國ノ經濟財政ノ狀況ヨリ見マシテ、產業ヲ壓迫セズ、即チ増產ニ妨ゲシナイヤウナ、國民生活ヲ脅威シナイヤウナ範圍内ニ於テ、他方又財政ノ要請ニ應ズルニハ、此ノ程度ノ増稅ヲ以テ最モ適當ナルモノト確信スルモノデアル、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、又大藏大臣ハ、戰費ハ成ベク公債ニ依存スルコトハ避ケタイ、併シ方ニ於テ増產ヲ刺戟シ、他方租稅其ノ他種之ヲ賄フニ公債收入ト租稅收入トノ比率ニ拘泥スルモノデハナイ、要ハ財政支出ガ一ソレデ結構デアルト信ズル、斯様ナ御答辯ガアツタノデアリマス、第二點致シマシテ、今回ノ如ク單ニ稅率ノ一般的ノ引上ノミデアツテ、根本的ナ稅制改革ヲヤラバソレデ結構デアルト信ズル、斯様ナ御答辯ガアツタノデアリマス、サウシテイ此ノ現行法ニ於テ十一戦局ハ非常ニ急激ニ變化シツ、アリ、產業ノ轉換變轉亦朝ニ夕ヲ測ラレザルモノガアリマス、サウシテ應召デアルトカ、徵用デアルトカ、增產デアルトカ人及ビ物ノ動キガ非常ニ激シク、所得ノ異動激變、增減亦著シイ現在ノ經濟界ノ狀況ニ對シマシテ、現行法ガ果シテ之ニ適應シテ萬般ノ所得ノ變遷ヲ捕捉スルコトガ出來ルヤ否ヤ、此ノ質問ニ對シマシテ賀屋大藏大臣ハ、今回ノ増稅案ニ於テ現行

法ノ下ニハ更ニ一層ノ増稅ヲ行フト云フコトハ相當ニ餘地ガ縮小ナレテ、將來ノ增稅ニ當ツテハ現行稅制ノ再檢討ヲナス所ノ考ヘヲ持ツテ居ルトノ御答辯ガアリマシテ、暗ニ將來ニ於ケル稅制大改革ノコトヲ示唆サレタノデアリマス、尙ほ大藏大臣ハ國民所得ノ構成ガ近時著シク變化シテ居ルコトハ認ヌマス、併シ今回ノ增稅案ニ於キマシテモ亦丙種ノ事業所得ヲ設ケテ、源泉課稅制ノ擴充強化ヲ圖ツテ、以テ新興所得階級ノ所得ノ捕捉ニ對シテハ極力力ヲ致ス者ヘデアルト云フ御答辯ガアツタノデアリマス、第三ト致シマシテ今回ノ增稅ハ、間接稅ノ大幅ノ引上ハ固ヨリ、煙草ノ値上、郵便料金ノ値上等、共ニ物價ヲ刺戟シ、低物價政策ト矛盾スルコトハナイカ、延イテ增稅ガ國民生活ヲ脅威スル所ノ處ナキヤ否ヤ、此ノ點ニ對シマシテ委員カラ熱心ナル質問ガアツタノデアリマスルガ、大藏大臣ハ消費稅ノ引上ニ依ツテ物價ガ騰貴スルト云フコトハ當然デアル、又是ハ已ムヲ得ナイ、ベキモノデアルト云フ御答辯アリマシタ、之ヲ消費者ニ轉嫁セシヌズシテ、生産者ニ轉嫁セシヌルト云フコトハ無理ナ話デアル、是ハ一般物價ノ騰貴ト云フコトハ區別スベキモノデアルト云フ御答辯アリマシタ、隨テ國民購買力ノ吸収、消費ノ抑制ヲ增稅ニ依ツテ行ヒ、却テ物價ノ安定ニ資スルモノデアル、斷ジテ國民生活ヲ脅威スルコトハナイ、又脅威セシメナイヤウナ各種ノ貨幣政策ヲ講ジテ、以テ諸般ノ方法ニ依ツテ物價ヲ抑へテ行ク、此ノ點ニ付テハ安心シテ戴キタイト云フ答辯ガアツタノデアリマス、第四ト致シマシテ、從來ノ租稅ノヤリ方ハ權利義務ノ觀念ニ囚ハレ過ギテ居ル、差押ヘデアルトカ、滯納デアルトカ、競賣デ

アルトカ、恰モ國民ト國家トガ對立シタヤ
ウナ租稅觀念デアル、是デハ駄目デアル、
今マデノ租稅ト云フモノハ莫采流ノ租稅ノ
ヤリ方ニアツテ、國民ト國家ガ對立シ、租
稅ヲ中心トシテ非常ナル相剋摩擦ガ起ツテ
居ル、斯ウ云フコトデハイカヌデハナイカ、
皇國租稅觀念ト云フモノヲ確立致シ、國民
ガ收入ヲ得タラバ、其ノ收入ヲ先ヅ第一
ニ神様ニ獻上スルヤウナ氣持ヲ以ツテ、御
初穂ノ考ヘヲ以テ國家ニ獻金スルト云フコ
トガ、是ガ皇國租稅觀念ニ基礎デナケレバナ
ラスト考ヘル(拍手)サウシテ稅務ヲ取扱フ役人
モ亦、陰慘ナ——稅務署ト云ヘ不愉快ナ感
ジヲ持ダスヤウナコトガアツテハナラナイ、
國民ノ納稅協力體制ヲ強化スルト共ニ、稅
務行政ノ全般ニ至ツテ之ヲ刷新シ、所謂親
切ナ稅務ノ取扱フスルト云フコトガ、是ガ
今日ノ決戰態勢下ニ於ケ最モ必要ナルコト
デナイカト云フ所ノ質問ガアツクノデアリ
マス(拍手)之ニ對シマシテハ大藏大臣ハ、
洵ニ同感デアル、租稅ヲ中心トシテ國家ト
國民ガ權利義務ノ觀念ニ於テ對立シテ居ル
カラ宜クナイ、我ガ國體ニ印應スル所ノ皇
國租稅理念ヲ明徴ニ致シ、一層此ノ點ニ努
力ヲ致シ、且ツ稅務権構ノ擴充、稅務官吏
ノ素質ノ改善、人員ノ増加ト共ニ、親切ナ
ル稅務行政ヲ厲行セシメ、苟クモ國民ノ一
人トシテ稅務ニ關シ斷ジテ不平不滿ナカラ
シムル所ノ方法ヲ講ズル、斯ウ云フ立派ナ
御答辯ガアラレタノデアリマス(拍手)其ノ
外第五ト致シマシテ豫算五百億ニ達シ、昨年ハ
五百億ニ達シ、貯蓄獎勵ニ於テモ亦昨年ハ
二百七十億ニアタガ、今度ハ三百四、五

十億ノ貯蓄奨勵ヲ行ハナケレバナテヌ、之ニ對シテ惡性ノ「インフレーション」ヲ起ナド各委員カラ熱心ナル質問ガアリマシタガ大藏大臣ハ今日ハ此ノ三百億ノ貯蓄デモ、四百億ノ貯蓄デアツテモ、死物狂ヒデ國民ノ盛上ツテ來ル所ノ力ト共ニ、其ノ協力ヲ得マシテ、死物狂ヒデヤリマス、ソレ以外ニ策ハアリマセヌト、斯ウ仰シヤラレマシタ、洵ニ其ノ決心ノ程ハ我々感心ヲ致シタノデアリマスルガ、死物狂ヒデ此ノ決戦ノ貯蓄ヲヤル外仕方ガナイト云フコトヲ大藏大臣ハ御答辯サレタノデアリマス、其ノ他日傭勞務者ニ對スル源泉課稅徵收ノ件、免稅點ノ引下ノ件、銀行貯蓄預金ニ對スル課稅ノ件、特別法人ニ對スル課稅ノ件、或ハ農家ニ對シ自家用ノ濁酒ヲ公許シテハ如何ト云フ如キ、或ハ物品稅ヲ生産者課稅ノ方面ニ擴張スペシト云フ件ノ如キ、戸數割其ノ他地方ニ獨立財源ヲ與ヘヨト云フガ如キ、非常ニ重大ナル質疑ガアリマシタガ、詳細ハ速記錄ニ於テ御承知ヲ戴キ、此處ニ之ヲ省略致シマスクノ如ク致シマシテ、本月二十四日ヨリ二十六日マデ三日間、白熱的審議ヲ行ヒマシテ、二十六日午後七時質疑ハ終了致シ、二十七日午後一時討論ニ入り石坂君カフ翼賛政治會ヲ代表致シマシテ贊成ノ意見ガアリマシタ、採決ノ結果滿場一致、原案ヲ可決サレマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス（拍手）

問ガアリマシタガ、當局トシテハ深ク思想ノ根源ヲ究明シテ、是ガ是正ニ努ムルコトハ勿論、學徒、勤勞青年ニ對スル戰時思想指導ヲ更ニ強力ニ、積極的ニ行フト共ニ、各界指導層竝ニ宗教團體及ビ宗教家ノ活動ヲ強化シ、直チニ戰時ニ處スベキ思想ノ確立ヲ念トシテ、廣ク國民全般ニ之ヲ推シ進メル所ノ意圖ヲ明カニセラレタノデアリマス、尙ホ此ノ點ニ關シマシテ、大東亞宣言ノ基調タル根本原理ニ立脚シテ、事理一體、生成發展スペキ皇道ノ眞義ヲ根柢トスル思想系統確立ノ要が強ク主張セラレ、又思想ニ關スル行政ガ數官廳ニ分屬セル現狀ハ、思想戰線ノ統一上面白カラザル點ヲ指摘シテ、是ガ一體的綜合力ノ發揮ヲ要望セラレタノデアリマスガ、是等ノ點ニ付テモ當局トシテハ現ニ折角努力セル所デアリ、今後一層之ニ力ヲ致スト云フ、意圖ヲ明カニセラレタノデアリマス、最後ニ申上ゲタイコトハ、今コソ時到レリト勇躍聖戰ニ馳セ參ジタ應召學徒ノ其ノ後ノ成績如何トノ、眞摯嚴肅ナル質問ガアツタノデアリマス、之ニ使命ノ重大ナルヲ自覺シ、職務ノ高下ヲ問對シ陸海軍當局ハ、是等學徒ガ身ヲ挺シテ君國ニ御奉公スル現況ヲ詳細ニ説明サレ、何レモ烈々タル軍人精神ニ真エ、克ク其ノハズ、精勵努力、學窓ニ體得セル修文練武ノ教養ヲ本トシテ、其ノ進歩亦著シキモノガリトノ所信ヲ披瀝サレマシテ、委員一同ハアリマシテ、當局トシテハ其ノ將來ニ非常堪ヘナカツタノデアリマス、此ノ點特ニ御報告申上ゲル次第アリマス（拍手）

○議長(岡田忠彦君) 討論ノ通告ガアリマス、右御報告申上ダマス(拍手)
○武知勇記者 私ハ只今議題トナリマシタ
大日本育英會法案外二件委員長ノ報告ニ對
シマシテ贊意ヲ表シタイト存ジマス
申スマデモナク育英造士ノ事業タル國家
興隆ノ基礎デアリマシテ、是ガ制度ノ完備
ト運營ノ如何トハ、延イテ國力ノ消長ニ影
響ラ及ボスモノデアリマス、然ルニ從來
我が國ノ教育施設ニ於キマシテハ、國家有
爲ノ素質ヲ有スル人材モ、單ニ經濟的理由
ニ依リマシテ進學困難ナル狀態ガアツクノ
デアリマスルガ、今回是等優秀ナル學徒
進學ノ途ヲ開クガ爲ニ、大日本育英會ノ誕
生ヲ見ルニ至リマシタコトハ、時期極メ
テ遅シト雖モ、國家ノ爲メ尙且ツ欣ビニ堪
ヘナイ所デゴザイマス(拍手)固ヨリ現在
ノ程度ヲ以テ致シマスレバ、決シテ十分ト
ハ申シ難ク、將來財政上ノ都合ガ付キ次第
更ニ萬全ヲ期スベキモノデアリ、且ツ又
是ガ運營ニ付キマシテハ、細心ノ用意ヲ怠
ナルノデアリマシテ、私共ガ日頃聲ヲ大ニ
シテ英才育成ノ急ヲ叫ビマスル所以ノモノ
モ亦實ニ是ニ存ズルノデゴザイマス(拍手)
私ハ此ノ意味ニ於キマシテ、本案ニ贊成ノ
意ヲ表スルノデゴザイマスルガ、此ノ場合
天下幾萬ノ出陣學徒ニ對シ、一言感謝感激

ノ言葉ヲ呈シタイト存ジマス
惟フニ現在ノ修學學徒ハ何レモ皆肇國ノ
精神ニ徹シ、學藝ノ進歩、文化ノ向上ヲ圖
リ、以テ帝國ノ富強ニ貢獻スベク極メテ眞
摯勵精己レノ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就セ
ントシテ、日夜研鑽ヲ積マレツ、アリマス
ルコトハ、私共ノ常ニ敬服措カザル所デゴ
ザイマス、而モ國家ノ危急ニ際シマシテハ、
潔ク筆ヲ投ジテ軍ニ從ヒ、命ヲ鴻毛ニ比シ、
身ヲ鋒刃ニ寄セテ皇運ヲ扶翼シ奉ラント致
シマスルコトハ、是レ即チ學徒進德修養ノ
本義ナリト申上ゲタノデゴザイマス(拍手)
諸君、今ヤ戰局實ニ重大デアツテ、建國
以來二千六百有餘年、國歩ノ艱難ナル蓋シ
今日ノ如キハナイノデアリマス、隨ヒマシ
テ我等一億國民ハ、其ノ一切ヲ捧ゲテ米英
擊滅ニ邁進致シテ居ルノデアリマスルガ、
此ノ秋ニ當リ、若シ學徒ニシテ奮然蹶起ス
ルコト能ハズンバ、果シテ何レノ日ニカ國
家育英造士ノ誼ミニ酬ヒ、負荷ノ大任ヲ果
スコトガ出來ルデゴザイマセウカ、顧ミマ
スレバ、彼等ガ初メ學ニ志シマシタ所以ノ
モノハ、或ハ中ニハ他日廟堂ニ立タント期
シタ者モゴザイマセウ、中ニハ一世ノ碩學
タラント志シタ者モアリマセウ、固ヨリ其
ノ才藝ニ誇リ、一身ノ美ヲ圖リ、以テ名利
ヲ射ルガ如キ所謂出世主義ニハ斷ジテ與ス
ルコトハ出來マセヌケレドモ、彼等ガ修學
ノ目標ヲ是ニ置イテ、日夜切磋琢磨致シマ
スルコトハ、其ノ切磋琢磨ノ結果得ラル、
モノハ、是レ軀體邦家ノ進進ニ貢獻スル素
地タルベキモノデゴザイマスガ故ニ、之ヲ
思ヒマスル時ニ、彼等ガ青雲ノ志亦徒ラニ
繩撃スベキモノデハナイト存ジマス、彼等

生レテ僅力ニ二十幾年、人生行路ノ喜愁ヲ
唯書物ニ依ツテ學ベルニ過ギマセヌ、隨テ
彼等ノ中ニハ、或ハ日夕手ニセル「ベン」ニ執
著ヲ覺エ、日頃耽讀セル書籍ニ愛惜ヲ感じ
タ者ガアツカモ知レマセヌガ、一タビ光榮
アル御召ニ接シマスルヤ、斷乎トシテ當初
ノ志望ヲ捨テ、骨肉ノ愛撫ト學究ノ庇護ヲ
離レ、君國ノ要請ニ應ヘテ欣然死所ヲ求メ
テ征途ニ就イタノデアリマスルガ故ニ、學
徒諸君ノ心情ヲ想起致シマスル時、感激ノ
涙ニ咽ブ者豈ニ啻ニ私一人デハナイト存ズ
ルノデアリマス、私ハ昨年晚秋ノ或ル日、
銀杏落葉ノ降リ布ク玉砂利ノ上ヲ踏締メ
テ、無言ノ告別ヲ靖國ノ社頭ニ捧ケル出陣
學徒ノ後ロ姿ヲ見テ、其ノ床シイ靜影沈璧
ナル態度ヲ眺メマシタル時ニ、思ハズ頭ヲ垂
レテ彼等ノ武運長久ヲ祈ツタノデゴザイマ
ス、斯クノ如ク彼等ガ生死一如ノ境地ニ立
ツテ、默々トシテ其ノ使命ヲ果ス所ニ新シ
イ時代ハ發芽シ、爛漫タル春ヲ豫約スルコ
トガ出來ルノデアラウト思フノデアリマス
(拍手)家鄉ニ残サレマシタル年老イタル父
ハ、祖父ハ、此ノ壯途ヲ分ツコトハ出來マ
セヌケレドモ、唯最後ノ光榮ヲ共ニセンコ
トヲ冀ウテ已マナイノデゴザイマス、幸ヒ
ニモ出陣學徒諸君ハ學窓ニ於ケル多年ノ修
學ノ結晶ヲ顯現致シマシテ、或ハ軍務ニ於
テ之ヲ活用シ、或ハ戰場ニ於テ之ヲ發揚致
シ、我ガ兵力ノ上ニ資スル所頗ル大ナルモ
ノガアルコトハ、私共ノ固ク信ジテ疑ハナ
イ所デゴザイマス(拍手)果セセル哉只今ノ委
員長ノ御報告ヲ拜承致シマスルト、出陣學
徒ノ成績洵ニ見ルベキモノガゴザイマシテ、
我等一億國民ノ期待ニ背カザルハ心ヨリ敬
意ヲ表スルニ足ルモノデアルト存ジマス(拍

手)
翻ツテ私ハ理工科並ニ醫科系統ニ屬スル

殘留學徒ノ狀態ヲ見マスルノニ、彼等ハ其ノ專攻學科ノ性質上、已ムヲ得ズ學窓ニハ留マツテ居リマスルケレドモ、其ノ忠誠ノ念、

其ノ烈々タル氣魄ニ至リマシテハ斷ジテ出陣學徒ト異ナル所ハナインデアリマス(拍手)今ハ唯第一陣出動ノ日ニ待機ヲ致シテ、

心靜カニ修學ニ専念ラ致シテ居リマスル其ノ眞摯勵精ノ態度ニ對シテモ、是レ亦推賞ニ値スルモノガアルト存ジマス、而シテ御承知ノ如ク最近徵兵滿齡年次ノ低下ニ伴ヒ、更ニ年少

氣銳ナル幾多ノ學徒ハ、近ク陸續トシテ軍務ニ服サント致シテ居ルノデゴザイマシテ、

斯クノ如ク學校ノ殆ド大部分ハ、學業未ダ終ラザルニ、第一陣若シ斃ル、コトガアルナラバ、其ノ屍ヲ乘越エテ勇往猛進シ、復讐ノ念ニ燃エル精悍ナル鬪志ト裂帛ノ氣魄トハ、今ヤ全國學園ニ漲ルニ至ツタノデゴ

ザイマス(拍手)由來我ガ國民忠誠ノ熱血ハ先陣ヨリ後陣ニ、而モ後陣將士ノ體内ニ滾

滾トシテ湧イテ盡キザルモノガゴザイマシテ、洵ニ賴モシキ限リデゴザイマスルガ、

斯ク論ジ來リマスル時、私ハ現在修學中ノ學徒ハ勿論、今後學志ニ進マントスル者ハ殉國ノ決意ニ燃エル先輩諸士ノ心ヲ心トシ、

學業ニ専念シテ天下青少年ノ儀表タルベキニ努ムルト共ニ、他日其ノ所學ヲ活用シテ君國ニ報ズル所ノ覺悟ヲ持タナケレバナラ

一億國民誰一人トシテ其ノ然ラザル者ハナイト思ヒマス、併シナガラ皇運ヲ扶翼シ奉リマスルノハ唯學徒ノミデハゴザイマセス、

レテ居リマスル出征軍人ハ申スニ及バズ、應召サ

奉公ノ誠ヲ效シテ居リマスル全國民悉ク然リデアリマス、然ルニ私ガ敢テ學徒ヲ中心ニ以上縷々申上ゲマシタノハ、我ガ國教育施設ノ割期的法案トモ云フベキ本法上程ニ際シマシテ、斯カル日本精神ニ徹シマスルコトガ國民教育ノ本義デアリ、現ニ國民ノ全精神デアルト信ジマシタノデ、敢テ學徒ヲ中心トシテ一言ヲ呈シタ次第デアリマス

諸君、今ヤ我大日本帝國ノ興廢ヲ決スルノ大戰爭ニ際シマシテ、私ハ全國幾十萬學徒諸君ガ平素ノ修學ヲ活カシ、惟神ノ大道ニ則リ、生死唯悠久ノ大義ニ據リマシテ、大東亞戰爭完遂ニ勇往邁進セラレンコトヲ切望シ、本案ニ贊成ヲ致ス所以デゴザイマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、三案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、戰時特殊損害保險法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山本芳治君

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

戰時特殊損害保險法案(政府提出)

昭和十九年一月二十八日

報告書

一戰時特殊損害保險法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

第一讀會ノ續(委員長報告)

委員長

山本 芳治

衆議院議長岡田忠彦殿

〔山本芳治君登壇〕

○山本芳治君 只今議題トナリマシタ戰時特殊損害保險法案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

委員會ハ提案趣旨ニ付キマシテハ大藏大臣ノ説明ヲ聽キ、法案ノ内容ニ付キマシテハ大イニ考究ヲ要スルモノガアルト云フ趣

ハ政府委員ノ説明ヲ聽キマシテ質疑應答ヲ進メタノデアリマスガ、質疑應答ノ中、主ナルモノヲ御報告申上ゲマスレバ、第一ニ、セス、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出戰時特殊損害保險法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○森下國雄君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出戰時特殊損害保險法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、戰時特殊損害保險法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長山本芳治君

普及セル組織網ヲ活用スルコトガ近道ト考ヘテ立案シタ云フ答辯ガアリマシタ、次ニ戰爭被害ニ對シテハ保険制度ヨリモ補償制度ヲ執ル方ガ適切デハナイカト云フ質問ニ對シテ、政府ハ補償制度ハ恩恵的ノ制度デモアリ、且ツ給付ヲ受ケル額ナリ時期ガ不明確デアルカラ、契約ニ基ク權利トシテ定額ノ損害填補ヲ認ムル方ガ民心ヲ安定セシムル上ニ效果ガ多イト考ヘルト云フ趣旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ地震保險ヲ平時ニ於テモ實施スル考ヘハナイカト云フ問ニ對シマシテ、地震保險ニ付テハ尙ホ研究ヲ要スル事項ガ多イノデアルガ、戰時ニ於ケル經濟生活ノ安定ヲ圖ルコトガ急ナルガ爲ニ、此ノ制度ヲ實施スルコトニシタガ、併シナガラ平時ニモ之ヲ實施スルコトニ付テ

旨ノ答辯ガアリマシタ、其ノ次ニ本案デハ一部強制加入制ヲ執ツテ居ルガ、戦争保険ヲ全面的ニ強制加入制ニシナケレバ十分ニ保険ノ效果ガ舉ラヌテハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、戦争保険ノ加入ヲ全面的ニ保制スルコトハ、國民ニ良イ感觸ヲ持タセナイト考ヘテ立案シタノデアルガ、併シ事態ノ推移ニ應ジテ強制ノ地域ヲ擴大スルコトハモ考ヘテ居ル、尙ほ事業ノ實施ニ當ツテハ大イニ勸奨シ、事業ノ普及ヲ圖ツテ、結果ニ於テハ全面的ニ強制加入制ヲ採ツタノト大差ナキ成績ヲ收ムヤウニ努力スル考ヘアルト云フ趣旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ地震ノ被害ハ廣範圍ニ及ブコトガアル、隨テ莫大ナル損害ノ額ニ上ルコトガアルノデアルガ、其ノ爲ニ國家ノ財政ニ影響スル急務ト考ヘテ、財政上ノ負擔ヲ厭ハズニ本於ケル人心ノ動搖ヲ防止スルト云フコトヲ所ハナイカト云フ間ニ對シマシテ、戰時ニ地盤補ニ付テモ政府ハ慎重ナル考慮ト萬全ノ策ヲ執ルヤウニ希望スルト云フ、希望ヲ含ンダ原案ニ賛成ノ意見ニ開陳ガアリマシテ、採決ノ結果委員會ハ滿場一致原案ヲ可決スルコトニ決定致シタノデアリマス、以上御報告致シマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ閉

クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 本案ノ第二讀會ヲ閉ス、仍テ本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ開

○議長(岡田忠彦君) 本院ノ全院委員長ノ重責ニモ當選セラレタノデアリマス、併シナガラ君ノ足跡ハ單ニ法曹界ト中央政界ノミニ止マリマセス、即チ曩ニハ東京市會議員ニ選バレ、或

ハ東京府會議員、同參事會員、將又東京府會議長トシテ縱横ニ其ノ才腕ヲ發揮セラレタル功績モ亦歿スベカラザルモノガアルノデアリマス、斯クノ如ク君ハ終始民衆政治家トシテ、經濟民ノ大業ニ尊キ其ノ生涯ヲ捧ガラレタノデアリマシテ、其ノ熱淚ニ富ム君ノ性格ハ、君ヲ知ル者ヲシテ常ニ感激禁じ能ハザランメタノデアリマス、即チ本月五日青山斎場ニ於テ行ハレマシタノ

モノ頗ル大ナルモノガアリマシタノニ、今

其ノ岐路ニ立ツノ秋、君ノ手腕ヲ俟ツベキ

セラレマシタコトハ、私共トシテ洵ニ哀惜

モ病ノ爲メ議會半バニシテ忽焉トシテ逝去

セラレマシタコトハ、私共トシテ洵ニ哀惜

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

茲ニ議員一同ヲ代表致マシテ謹ンデ哀悼
ノ微衷ヲ披露致シマシテ、君ノ御冥福ヲ祈
ル次第デゴザイマス（拍手）

○議長（岡田忠彦君） 大橋清太郎君

〔大橋清太郎君登壇〕

○大橋清太郎君 只今議長ヨリ御報告ニ相
成リマシタル故橋本祐幸君ノ逝去ニ對シマ
シテ、院議ヲ以テ弔詞ヲ贈呈シ、其ノ弔詞
ハ之ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマ
ス

此ノ際僭越デゴザイマスガ、私ハ此處ニ
諸君ノ御同意ヲ得マシテ、此ノ度逝去サレ
マシタ議員橋本祐幸君ニ對シ、議員一同ヲ
代表シ謹ンデ哀悼ノ意ヲ表シタル所存ジマ
ス

橋本君ハ明治二十三年一月二十八日福岡
縣福岡市ニ出生セラレ、東京帝國大學文科
ニ入學セラレ、特ニ社會學ヲ專攻セラレマ
シタ、次イデ大正七年、同大學卒業ト同時
ニ高等文官試験ニ合格、直チニ警視廳ニ奉
職セラレマシテ、少壯有爲ノ官吏トシテ其
ノ前途ヲ囁望サレ、殊ニ警視廳管下ノ警察
署長トシテ、或ハ監察官トシテ、帝都治安
ノ第一線ニ挺身從事セラレマシテ、大イニ
治績ヲ擧ゲラレマシタノデアリマス、其ノ
後志ヲ政治ニ立テラレ、官ヲ辭メテ野ニ下
リ、昭和四年東京市會議員ニ當選セラレタ
ノデアリマス、爾來東京市會參事會員ニ、
或ハ同學務委員ニ選ベラマシテ市政ニ貢獻
スル所極メテ多カツクノデゴザイマス、君が多
くノ施策ノ上ニ大イニ才腕ヲ揮ハレマシタ
ルコトハ、諸君ノ既ニ御承知ノ通リデアリ

○議長（岡田忠彦君） 大橋君提出ノ動議ニ
弔意ヲ表スル次第アリマス（拍手）

マス、而シテ昭和十一年第十九回衆議院議
員總選舉ニ當リ東京府第一區ヨリ立候補サ
レマシタガ、衆望君ニ集マリ、見事榮冠ヲ
獲得致サレ、又越エテ第二十一回總選舉ニ
於テモ是レ亦當選セラレマシテ、戰時下本
院議員トシテ國家憲政ニ盡サレタル功績ハ
甚ダ大ナルモノガアルノデゴザイマス、又
大政翼賛會ノ創設セラレマスルヤ、是ガ參
與トナラレ、今日マデ國民思想強化並ニ實
踐運動ニ對シ特ニ御努力ヲ傾注サレテ居ツ
タコトハ、世ノ齊シク認ム所アリマス
今ヤ、戰局ハ極メテ重大ナル段階ト相成
リ、議會ノ任務亦愈、重ク議員ノ職責益、大ナ
ルモノガアリマス今期第八十四議會ノ審議
正ニ酣ナル時ニ當リ、君ノ如キ資性重厚ニ
シテ、高邁、事ニ處シテ悠揚迫ラズ、而モ
識見極メテ豊力ナル同僚ヲ喪ヒマシタルコ
トハ、惜シミテモ餘リアル事柄デアリマシ
テ、洵ニ議會ノ爲メ、又國家ノ爲メ一大損
失デゴザイマス

義ニ加藤、助川兩君ノ殉難ハ言フモ更ナ
リ、近ク中野君、牧野君ノ計ヲ聞キ、更ニ
橋本君ト同時ニ市助役トシテ同席ニアツタ
同僚故豐田君ノ上ニ想ヒヲ馳スル時、轉タ
人生ノ常ナキヲ思ヒ、惆悵トシテ感慨無量
ナルモノガアリマス、橋本君ノ逝去ハ假令
身病床ニ倒レタリト雖モ、國家多難ノ際、
議員トシテノ職責ノ重大ナルヲ痛感シ、日
夜心肝ヲ碎キ、憂國ノ至情遂ニ一身ヲ國家
ニ捧ゲテ、御奉公ノ赤誠ヲ盡シタル結果ニ
外ナラナイト信ズルモノデアリマス、洵ニ
衷心ヨリ哀悼ノ念ニ堪ヘマセヌ

茲ニ一同ヲ代表致シマシテ謹ンデ哀悼ノ

マス、而シテ昭和十一年第十九回衆議院議
員總選舉ニ當リ東京府第一區ヨリ立候補サ
レマシタガ、衆望君ニ集マリ、見事榮冠ヲ
獲得致サレ、又越エテ第二十一回總選舉ニ
於テモ是レ亦當選セラレマシテ、戰時下本
院議員トシテ國家憲政ニ盡サレタル功績ハ
甚ダ大ナルモノガアルノデゴザイマス、又
大政翼賛會ノ創設セラレマスルヤ、是ガ參
與トナラレ、今日マデ國民思想強化並ニ實
踐運動ニ對シ特ニ御努力ヲ傾注サレテ居ツ
タコトハ、世ノ齊シク認ム所アリマス
今ヤ、戰局ハ極メテ重大ナル段階ト相成
リ、議會ノ任務亦愈、重ク議員ノ職責益、大ナ
ルモノガアリマス今期第八十四議會ノ審議
正ニ酣ナル時ニ當リ、君ノ如キ資性重厚ニ
シテ、高邁、事ニ處シテ悠揚迫ラズ、而モ
識見極メテ豊力ナル同僚ヲ喪ヒマシタルコ
トハ、惜シミテモ餘リアル事柄デアリマシ
テ、洵ニ議會ノ爲メ、又國家ノ爲メ一大損
失デゴザイマス

○議長（岡田忠彦君） 御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（岡田忠彦君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、茲ニ議
長ノ手許ニ於テ起草致シマシタ弔詞ヲ朗讀
致マシス

衆議院ハ議員從六位橋本祐幸君ノ長逝ヲ
哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

此ノ弔詞ノ贈呈方ハ議長ニ於テ取計ラヒマ
ス

議事日程ハ議了致シマシタ、明二十九日
ハ特ニ午前十時ヨリ本會議ヲ開キマス、議
事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午後二時二十八分散會